

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 岐阜県  
（氏名） A

上記被審人に対する平成24年度（判）第39号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金107万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成25年6月3日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実は、別紙1のとおり、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙2のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成25年4月1日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙1)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項14号に該当

被審人は、株式の売買を誘引する目的をもって、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、別表記載のとおり、自己の計算において、

- (1) 前記取引所市場第二部に上場されている花月園観光株式会社（以下「花月園観光」という。）の株式につき、平成24年3月2日午前11時1分頃から同日午前11時10分頃までの間、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株式合計13万3000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計10万7000株を売り付けるなどし、
- (2) 前記取引所市場第二部に上場されている株式会社ジー・ネットワークスの株式につき、同月9日午前9時29分頃から同日午前9時32分頃までの間、B証券株式会社を介し、前同様の方法により、同株式合計10万1000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計7万4000株を売り付けるなどし、
- (3) 前記花月園観光の株式につき、同年6月5日午前9時23分頃から同日午前9時31分頃までの間、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、前同様の方法により、同株式合計12万3000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計2万2000株を売り付けるなどし、

もって、前記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記市場における前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

(別表)

(単位：株)

番号	銘柄	行為期間 (平成24年)	証券会社	委託株数		売買株数	
				売付	買付	売付	買付
1	花月園観光	3月2日11時1分 ～3月2日11時10分	B証券	0	133,000	104,000	0
			C証券	0	0	3,000	0
合計				0	133,000	107,000	0
2	ジー・ネットワークス	3月9日9時29分 ～3月9日9時32分	B証券	0	101,000	74,000	0
合計				0	101,000	74,000	0
3	花月園観光	6月5日9時23分 ～6月5日9時31分	B証券	0	119,000	22,000	0
			C証券	0	4,000	0	0
合計				0	123,000	22,000	0

(別紙2)

## 2 法令の適用

法174条の2第1項、159条2項1号、174条の2第8項、金融商品取引法施行令33条の13第1号、法176条2項

## 3 課徴金の計算の基礎

法174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

- (1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

- (2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

別紙1の別表に掲げる事実につき

番号1について

- (1) 法174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額については、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、107,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、法174条の2第8項及び金融商品取引法施行令33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(134円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量107,000株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(107,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(140 \text{ 円} \times 107,000 \text{ 株}) - (134 \text{ 円} \times 107,000 \text{ 株}) = 642,000 \text{ 円}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円  
の合計額 642,000 円となり、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、640,000 円となる。

番号 2 について

(1) 法 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額については、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、74,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、法 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（95 円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 74,000 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（74,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(100 \text{ 円} \times 74,000 \text{ 株}) - (95 \text{ 円} \times 74,000 \text{ 株}) = 370,000 \text{ 円}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円  
の合計額 370,000 円となる。

番号 3 について

(1) 法 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額については、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、22,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、法 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（66 円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 22,000 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（22,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(68 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 69 \text{ 円} \times 21,000 \text{ 株}) - (66 \text{ 円} \times 22,000 \text{ 株}) = 65,000 \text{ 円}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円  
の合計額 65,000 円となり、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、60,000 円となる。